

## 会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成29年度第11回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市「届け出挙式」に関する事務の事務開始届（企画調整課）</li> <li>・市営住宅入居者の募集及び許可事務の事務変更届（営繕課）</li> <li>・のだまめ学校管理事務の事務開始届（介護保険課）</li> </ul> <p>2 諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開）</p>
日 時	平成30年2月2日（金）午後3時30分から午後4時35分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事）、宮澤 一弥（企画調整課長）、峯崎 光春（企画調整課企画係長）、松本 正明（営繕課長）、会田 洋一（営繕課市営住宅係長）、井上 薫（介護保険課主幹兼課長補佐）、東風谷 一（介護保険課介護予防係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）</p>
傍 聴 者	5名
議 事	
<p>平成29年度第11回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市「届け出挙式」に関する事務の事務開始届（企画調整課）</li> </ul> <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>秦野委員 定住してもらうためのきっかけとして、この行事で、何年か住んでもらうという条件は一切ないのか。</p> <p>宮澤課長 対象として基本的には夫婦どちらか両方が野田市にお住まい又は居住予定であるということにしておりますが、何年間住まなければならないといったことは考えてございません。</p> <p>松本委員 この事業は、どなたかのリクエストなのか。発想はどこから来ている</p>	

のか。

宮澤課長 既にこういった取組をしている自治体から情報収集をしたところ、リクルートグループの結婚情報誌であるゼクシィの編集部が仕掛けた事業でした。ゼクシィとしては、ブライダル産業というのが、最近様々な事情で式を挙げない方が大勢いるということに危機感を持っていて、結婚式はいいものであるということを知ってもらいたいということでスタートしたということです。それに対して行政側は、今回市議会の議場を式場として行うのですが、普段入ることのない場所を使うだとか、市が無料で行うということで、一つの思い出づくりということで、「私たち市役所で結婚式を挙げたね」ということを思っただきながら市に愛着を持ってもらえればということで、両方の思惑が合致する中でやっているという話を聞きました。野田市でも生かせると思い、そこからスタートしたものです。

松本委員 予算はどれくらいかかるのか。

宮澤課長 基本的にはかかりません。ただし、一過性の支出として議場の音響の関係で、CDから音が流せないということがあったことから、その改修だけします。それ以外は基本かかりません。結婚式で使う小物、備品の類はゼクシィから無償で提供されます。

松本委員 返却はないのか。

宮澤課長 ありません。それも市側の一つのメリットです。

遠藤委員 野田市では婚活事業をやっているのか。

宮澤課長 はい、やっております。

遠藤委員 その流れであることを意識しているのか。

宮澤課長 結婚支援事業という形で、特に今年度からスタートしたものがあります。結婚を機に住居を構えた方への補助金事業のほか、婚活のイベントも先月29日に行いました。結婚への支援をトータルでやっていきたいと思っております。いずれは、もう少し拡大した事業をやりたいと考えております。その一環の位置付けとしてやっていきたいと思っております。

秦野委員 抽選ということだが、仮に抽選で外れた場合、応募者の情報はどうするのか。

宮澤課長 廃棄については、廃棄のタイミングがありますので、同じタイミングで廃棄することになります。

秦野委員 以前も話に出たが、一括して処分する関係上の処理ということか。

宮澤課長 そのとおりです。

須賀会長 保存期間は1年となっている。抽選に漏れた方も当選された方も1年で一括で破棄するということか。

宮澤課長 はい。一括で廃棄します。

須賀会長 無宗教で行うのか。

宮澤課長 はい。

遠藤委員 昨日から始まっているようだが、応募はあったか。

宮澤課長 今のところありません。

遠藤委員 記録項目の基本的事項、その他のところで、メールアドレスは分かるのだが、「本人を確認できる書類に記載された情報」とは、何を指すのか。

宮澤課長 基本婚姻届を出してもらった時点で申請していただくことになりません。

須賀会長 そうなると、婚姻届を出してもらって、挙式となるのか。

宮澤課長 原則そうなります。

須賀会長 そうなると、「本人を確認できる書類に記載された情報」は削除してよろしいか。

宮澤課長 はい。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ野田市「届け出挙式」に関する事務の事務開始届を承認してよろしいか。

(異議無し)

・市営住宅入居者の募集及び許可事務の事務変更届（営繕課）

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 別紙の市営住宅の管理に関する事務の内容の4項目目「入居者は毎年、市に対して収入の申告をする。市は、認知症等の理由により申告ができない入居者の収入については、公簿により確認する。」とある。公簿とは何か。

会田係長 市税の所得状況でございます。

遠藤委員 そういったものは「公簿」と表現するものなのか。

日下部主査 野田市の規則では様式を定めているのですが、今の規則の作り方としましては、収入などの確認の同意欄を書いてあるものもございまして、「私の所得状況を市の公簿で確認することを同意します」といった形で記載しています。市で持っている書類によって確認する場合は、提出書類、例えば所得証明書といったものは不要とし、本人の同意を頂いた上で確認します。市の方で保有している情報が記載しているものにつきましては公簿という言葉を一般的に使っています。

遠藤委員 4項目を見ると既に入居している人が毎年収入を申告するが、認知症等の理由で自らできない場合は公募で確認するという内容だが、1番の入居者を募集するという時点で、認知症のチェック等を行っているのか。

会田係長 入居の申込みをすること自体が、認知症の方ですと、その判断ができないと考えております。本人と面接をする中で認知症ということは、そこまでの審査をしておりますが、その会話の中で既に認知症の方は申込みができないということで、可能性はないと思っています。

遠藤委員 誰かが代筆していたらどうなのか。

会田係長 市営住宅でも実態調査を行っておりまして、申込みをされた方については伺って本人と会ったりしておりますので、仮に代筆だとしても本人に会うような形にしております。

今村副市長 実際認知症かどうかは、専門委員で判定しないと分かりませんから、認知症であるという判断はできませんのでそういったチェックはしていません。実際に話をして、申込みができる人かどうかを確認しています。認知症かどうかは確認できませんので。今回の話は、認知症で申告できない人は省略できるという話ですから、この規定がなくても困ってはおりませんので、認知症の方には有利になったのですが、実際の事務の運用上はほとんど今までと同じです。この規定があるから何かが変わるといったことは、今のところ想定しておりません。

遠藤委員 収入の申告をしてこない人がいた場合、認知症等の理由により申告ができないことをどうやって判断するのか。

会田係長 申告に来ない人には催告をしております。その中でも来ない方には訪問をしております。収入申告について理解を求めまして、やっていただくという形を採っております。今までで、認知症で申告ができなかったという事例はございませんでした。

遠藤委員 なぜこういった項目を入れたか分からない。自分で判断できるかどうかといった観点から、それをどうやって市の職員が見極めるのかということだと思う。どのように判断をするのか、疑問に思っていた。

須賀会長 法律でいう意思能力か。意思能力がなければ契約は認められないことになるから。

遠藤委員 それは最初のときだけであって、途中は関係ない。申告をしてこないことについてどうして申告してこないのかと会ってみたら、自分で申告ができなさそうだと何を判断するかということである。

松本課長 今回のそもそもの改正は、法の改正がベースでございます。想定されるものとしては、単身入居者の方が入居している間に認知症を患って、収入申告ができなかった時を想定しております。家賃につきましては、毎年の収入の申告をもって次年度の家賃に反映していくというのが元々の考え方なのですが、収入申告をしない場合は、その住宅の最高家賃をかけるというのがこれまでの規定です。したがって、意図的に申告をしない方も、自分の意思で収入申告ができないという場合についても、これまでの条例では最高家賃をかけるを得なかったのですが、その救済措置として法で規定されているものを条例に引用してきたということで、今回の改正を行いました。基本的には認知症のほかにも、例えば知的障がいや精神障がいも含めているわけですので、認知症だから収入申告をしなくていいということではありません。認知症であって、なおかつ、収入の申告が難しいという方に対して、それをどうやって判断するの

かということになります。前提になるものが認知症であれば、やはり診断書になるかと思われ。その診断書をもって本人と面談をする中で、例えば単身の方であれば親族の方同席の上で、最終的にヒアリングの中で本当に申告が困難なのか判断していくことにはなりますが、親族の方がいらっしゃれば、代わりに親族の方に申告を代わっていただけないかということをお願いするというのがございます。これまでも認知症ではないものの、体の具合が悪くて、申告に行けないという方もいらっしゃいましたので、そういった方は親族の方が代理で申告に来られたりすることもございました。そういったところでは、今回の規則、条例の改正をしたことによって、即座に市の方で直接所得状況を調べるというものではなく、まずは御本人、それから同居の方、あるいは別居の親族の方、連帯保証人といった方に声掛けをさせていただいて、それでも難しいという場合の最終判断として、本人の面接の中で判断させていただくことになろうかと思えます。

秦野委員 個人情報保存期間を5年に変更ということだが、変更前は何年だったのか。

会田係長 裁判等の関係もございまして変更前は永年としておりましたが、まれなケースでございまして、5年といたしました。

松本委員 収入の申告は口頭か。

会田係長 書面です。

松本委員 どういった書類か。

会田係長 所得証明などになります。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ野田市市営住宅入居者の募集及び許可事務の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

・のだまめ学校管理事務の事務開始届(介護保険課)

担当者から概要の説明を受けた。

高橋委員 講座の講師はどういった方が行うのか。

東風谷係長 株式会社THFという会社に委託をしております。その講師が1名から2名、保健センターに出向してきて、講師を行っていただきます。出前についても同じく、THFから講師を派遣します。

松本委員 本講座は1日何時間か。

東風谷係長 今19種類擁しております。運動、栄養、社会参加に関する講座になるのですが、その19種類の講座を日替わりで実施します。講座によって45分から120分くらいまでありますので、それを組み合わせて午前中2回の日もあれば、120分のものが1回ということもあります。午後も組合せを変えまして行っております。

松本委員 講座が19種類あるということは、その日の全部受けようとしたら1

日かかることもあるでしょう。毎日やっているとおっしゃるが、1年のスパンで、何度も同じ講座をやるのか。

東風谷係長 19種類ですので、御興味のある方で全て受講していらっしゃる方もおります。ですので、3か月に1回講座の見直しをして、新たな講座と入れ替える形で今後進めていこうと考えています。今年度は1月からですので、3月まではこの19種類を日替わりでやっていきますが、4月以降は講座を入れ替える形で考えています。

松本委員 周知はどこでしているか。

東風谷係長 1月15日号ののだ市報の1面に載せています。スペースの関係もありまして、講座の内容やスケジュールは載せてられていないので、野田市ホームページや窓口にスケジュールと講座の内容を設置しています。

松本委員 出前講座の内容は限定されるか。

東風谷係長 出前講座も19種類の中から選んでいただくことが可能です。

松本委員 どこへ出前するのか。

東風谷係長 例えば自治会館であるとか、場所が確保できない場合もございますので、御自宅でも5名以上が集まっているのであれば出前に伺います。

遠藤委員 本講座の受講者は何名程度を想定されているか。

東風谷係長 1講座の定員は40名を想定しています。今現在、101名に学生証を交付しております。講座の種類にも好みがございますので、大体10名程度から25名程度までの方が集まって受講をされております。

秦野委員 講座の内容をホームページでもう少し見れないか。

東風谷係長 広報広聴課と相談いたします。やはり高齢の方が多いため、どこに行けば見られるのかと、よくお電話でお問合せをいただきます。ホームページですと携帯電話やパソコンが苦手ということがございます。あとは、公民館や図書館、介護保険課の窓口には設置しております。

遠藤委員 代表的な講座は何があるか。

東風谷係長 「健康づくりをはじめののだ！」が120分の講座となりますが、お勧めとなります。120分でちょっと長いのですが、講話や体を動かすセルフチェックといったことをやっておりますので、健康づくりをするにはお勧めだと聞いています。後は、ウォーキングや、脳トレとしてマットの上をいろいろなステップを踏みながら歩いていく、頭を使いながら体を動かしていくという講座もございます。

遠藤委員 受講料は無料か。

東風谷係長 無料です。一切費用は掛かりません。

須賀会長 受けるのは、介護予防であるから御本人ということか。

東風谷係長 はい、野田市民であれば何歳でも受けることができます。

須賀会長 介護になると、高齢者が高齢者を介護するということがあるが、そう

いう人たち、全てを含めてということか。

東風谷係長 そのとおりです。

遠藤委員 のだまめ学校の由来は何か。

東風谷係長 介護予防10年の計ということで、六つの戦略を行ってございまして、その中で広報戦略がございまして。広告代理店と契約をいたしまして今回の介護予防10年の計のロゴの開発をいたしまして、その委託先の電通と私どもで案を出しまして、枝豆と「まめに介護予防に取り組んでいただく」ということで名付けました。

松本委員 委託先のTHFの委託料はいくらくらいか。

東風谷係長 去年1月からの契約ですが、1,100万円ほどです。

松本委員 毎年更新か、単年度契約となるのか。

東風谷係長 単年度契約となりますので、3月で終了しまして、4月からは新たに契約を結びます。

日下部主査 先ほど説明があったとおり、出前講座の際の申込みのときに、団体、自治会であれば自治会などの形で申込みを受けまして、その自治会名を書いてもらいまして、申し込んだ方がどういった団体に所属しているか書いてもらうということがございますので、個人情報の記録項目といたしましては、「⑤社会生活」の「団体活動歴」にチェックが必要でございますのでよろしくお願いいたします。

須賀会長 備考の個人情報の保存期間が「常用」となっているが、どのくらい使うものなのか。

東風谷係長 現状こののだまめ学校の事業をいつまで続けるか決まっていないことから、学校をやっていく間は常用で使っていくということです。業者の方には契約が終わった時点で削除をするよう依頼しております。市の方では保管していく形となります。

須賀会長 それなら「永年」とならないのか。講座を受けた方は記録が残っていくということであれば、永年ではないのか。学校が存続する間は、という意味で「常用」なのか。

今村副市長 学生証を発行しておりますので、学生証を発行している者はずっと扱うという意味で申し上げたものです。亡くなったりした場合は、そういうものは必要なくなりますので。また、出前講座の申込書ですが、申込書自体はずっと常用するわけではございません。すると、ものによって変わってくるので、担当に整理してもらい、次回出しなおすすめ形よろしいでしょうか。

松本委員 出前について、自治会館は任意で借りられるので、団体は必要なのか、そういったところも御検討いただきたいが。

今村副市長 個人も借りられますが、自治会で来るとか、例えば「いきいきクラブ」として人を集めるわけですから、個人で5人以上でやるときには大体団体

でやることが多いという想定です。

須賀会長 では、備考欄については次回までに検討していただくこととする。

## 2 諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開）

事務局から諮問を受けた。

須賀会長 ただ今当審査会に「情報公開制度の運用の見直しについて」の諮問があった。現在当審査会には先行して「個人情報保護制度の運用の見直しについて」が諮問されているところだが、いずれの見直しについても、当審査会は、その役割をしっかりと果たしていきたいと考えている。本日は諮問書に併せて、情報公開制度に係る課題について提出されている。

事務局から情報公開制度に係る課題について説明を受ける。

今村副市長 基本的には個人情報の見直しと同じような手順で、最初に条例の改正をしないといけない部分もございますので、最初にその部分を見ていただいた上で、手引の見直しに入っていただきたいと思っております。本来ですと、条例の案まで見ていただきたかったところですが、現在準備が整っておりませんので、今回は課題だけという形となり申し訳ありません。その辺り、次回お示ししたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

須賀会長 以上で第11回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上